

令和7年第4回定例会

# 伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会



## 令和7年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和7年12月23日

午後2時30分開会

組合長挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 一般質問

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

## 出席議員（15名）

2番	中島和彦	3番	池田幸代
5番	小林敏夫	6番	中山万宝
7番	今堀雷三	8番	宮脇寛行
9番	吉川順平	10番	伊藤秀明
11番	坂本紀子	12番	松澤文昭
13番	中塚礼次郎	14番	松村利宏
15番	川手三平	16番	小林宏美
17番	平澤成己		

## 欠席議員（2名）

1番	氣賀澤葉子	4番	小原晃一
----	-------	----	------

## 説明のために出席した者

組 合 長	伊藤祐三	副 組 合 長	唐澤隆
副 組 合 長	宮下健彦	副 組 合 長	天野早人
事 務 局 長	渋谷昭二	会 計 管 理 者	横山健
病院事業管理者職務代理者	村岡紳介	病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	三枝徳夫
新病院建設推進室長	佐野秀一	病 院 総 務 課 長	松原博人
駒ヶ根市民生部長	北原純	飯島町住民税務課長	林成昭
中川村保健福祉課長	水野恭子	宮田村住民課長	紫芝恵美

## 事務局職員出席者

事 務 局 次 長	堀越道子
事 務 局 書 記	下島裕子
事 務 局 書 記	奈良崎護

## 本日の会議に付議された事件

### 議事日程記載のとおり

午後2時30分 開会

**○次 長（堀越 道子君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

**○議 長（松澤 文昭君）** 年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりました。

先月開催されました伊南4市町村議会議員合同研修会では多くの伊南4市町村の議員の方々の御出席をいただきました。一堂に会して研修を行うことで新病院建設事業を進めるに当たり病院の現状と課題を理解、共有することができ、新病院の建設について同じ認識の基で進める意識統一ができたと思います。

新病院建設は伊南行政組合の中でも最も大きな事業であります。地域住民にとって最善なものとなるよう、議会としても考えてまいりたいと思います。

それでは、これより令和7年11月21日付、告示第9号をもって招集された令和7年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、1番 氣賀澤葉子議員、4番 小原晃一議員から、欠席の旨、届出がありました。

議員定数17名、ただいまの出席議員数15名、定足数に達しております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

**○組 合 長（伊藤 祐三君）** 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

令和7年11月21日付、告示第9号をもちまして令和7年第4回伊南行政組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆さんには、御出席を賜り、感謝を申し上げます。

さて、令和7年は残すところあと1週間ほどとなりました。

振り返りますと、今年の夏は記録的猛暑となり、各地で統計開始以来最高となる高温を観測いたしました。夏から秋にかけては広い地域で豪雨も発生いたしました。

一方で、伊南地域では大きな災害はなく過ごすことができました。来年も災害等がない、住民の皆さんの生活が守られるよう祈っているところであります。

経済に目を転じますと、先週19日、日銀が政策金利を30年振りの高さとなります0.75%へ引き上げました。植田総裁は、米国経済の下振れリスクの低下や国内企業の賃上げ継続から追加利上げに踏み切ったと説明しています。さらに、金融緩和は調整段階であり、実質金利がなお大幅なマイナスであるため、引き続き政策金利の引上げを行う方針を示しています。

一方で、高市内閣は20兆円近い補正予算を決定し、来年度予算も総額121兆円を超え、過去最大規模になると伝えられています。

株式市場は高値を維持していますが、日銀の利上げ後も大幅な円安は変わらず長期金利は2%を超えて上昇を続けています。

金融政策と財政政策が調和が取れるのか、インフレ状況に入った日本経済に適切な政策が取られるのか、来年

の日本経済は大きな分岐点を迎えることも想定され、自治体として注視をしていく必要があると考えます。

さて、伊南行政組合の事業の進捗状況であります。

一般会計では、火葬場、衛生センター、不燃物処理等の事業について、関係機関や市町村と連携をして管理を行っております。

次に病院事業であります。9月末時点の延べ患者数は前年度と比べて入院が12.1%、外来が10.3%、収益も7.8%と、それぞれ減少をし、厳しい状況となっております。中南信のほぼ全ての公立病院が同様の状況であります。

これから厳冬期を迎え、入院患者が増加する時期となります。感染症の院内感染防止対策を継続するなど、万全を期してまいります。

新病院建設事業につきましては、現在、基本計画の見直しを進めております。この後、全員協議会において中間報告をいたします。よろしくお願いをします。

さて、今議会に提案します議案は条例4件、補正予算1件、計5議案であります。

条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた一般職並びに病院事業管理者の給与制度改正、職員の仕事と生活の支援拡充による勤務時間や育児休業等の改正、旅費の計算等に関わる規定を見直す改正であります。

補正予算は、病院事業会計の給与改定並びに収益見通しに基づく補正をお願いするものであります。

本日提案いたします議案は、いずれも重要な案件であります。慎重なる御審議の上、適切な決定を賜りますようお願いいたします。

以上申し上げまして、第4回定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願いをいたします。

**○議 長（松澤 文昭君）** ただいまから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により3番 池田幸代議員、6番 中山万宝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 20 号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 21 号 令和 7 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 5 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（渋谷 昭二君）** 議案第 17 号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書 17-1 ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため条例の改正をするものでございます。

今回の条例改正につきましては、根拠となります法律改正が地方公務員の育児休業等に関する法律のため、1 つの議案としまして提案するものでございます。

既に、伊南 4 市町村、同様の条例改正がお済みでございますので、改正条文のみ説明をさせていただきます。

議案書 17-2 ページをお願いいたします。

改正条文でございます。

第 1 条は伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例になります。

第 12 条第 1 項は引用しております条文の項ずれの修正。

第 12 条の 3 を第 12 条の 4 とし、第 12 条の 4 を第 12 条の 5 とします。

第 12 条の 2 の次に第 12 条の 3 を加え、第 1 項は伊南行政組合職員の育児休業に関する条例。

第 21 条第 1 項の措置につきまして、第 1 号は仕事と育児の両立する制度や措置の周知、第 2 号は制度や措置の請求の意向の確認、第 3 号は将来的に職員の職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に向けた意向を確認をいたします。

同条第 2 項は、3 歳に満たない子を養育する職員に対しまして、前項同様に第 1 号は仕事と育児の両立支援に資する制度や措置の周知、第 2 号は制度や措置の請求等の意向、第 3 号は将来的に職員の職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に向けた意向を確認をいたします。

同条第 3 項では、第 1 項第 3 号と第 2 項第 3 号にて確認をしました意向に配慮することを定めます。

第 2 条、伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正になります。

第 17 条は部分休業できない職員を定め、その要件変更の条文整備。

第 18 条第 1 項と第 2 項は、これまでの部分休業を第 1 号部分休業に改めます。

第 18 条の 2 から第 18 条の 5 を新設いたします。

第 18 条の 2 は第 2 号部分休業を規定をいたします。

同条第 1 号は勤務時間に 1 時間未満の端数が生じた場合の取扱い。

第 2 号は年間の総取得時間の残時間が 1 時間未満の場合の取扱い。

第 18 条の 3 は年間利用期間を定め、第 18 条の 4 は、第 1 号は非常勤職員以外の職員、第 2 号は非常勤職員の

取得時間を規定をいたします。

第 18 条の 5 は当初設定しました以後に変更できる特別の事情を規定をいたします。

第 19 条と第 20 条は今回の法改正により新たに追加された引用部分の追加と項ずれの修正となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、施行日以降の経過措置を定めたものでございます。

続きまして議案書の 18—1 ページをお願いいたします。

議案第 18 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございます。国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び一般職の任期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するものでございます。

改正内容につきまして、本日、別にお配りをしております「議案 18 号～第 19 号 説明資料」と右上に記載のある資料をお願いいたします。

令和 7 年度給与に関する条例の改正概要になります。

国家公務員給与改定の概要につきまして、8 月 7 日、人事院勧告、12 月 8 日、給与関係閣僚会議閣議決定 12 月 16 日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等、可決、成立がなされました。

改定内容につきましては、①特別職の職員の期末手当を、年間 3.45 月を 0.05 月引き上げまして年間 3.5 月とします。

②一般職の職員の月例給を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定を行います。

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月引上げ、年間 4.6 月を 4.65 月とします。

通勤手当と宿日直手当の改定を行います。

2、伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の改正概要になります。

今回の改正につきましては令和 7 年度分と令和 8 年度分の改正を行います。

初めに令和 7 年度分の改正といたしまして、(1) 給料表の改定でございます。国の給与改定に準じまして俸給表の引上げを行います。

(2) 期末手当、勤勉手当の改定でございます。こちらも国の基準に準じまして年間 4.6 月を 0.05 月引上げ、年間 4.65 月とするものです。

支給方法につきましては表のとおりになります。

本年 6 月期は支給済みのため、12 月期に期末手当と勤勉手当、それぞれ 0.025 月配分をいたします。

令和 8 年度以降は 6 月期と 12 月期の期末手当、勤勉手当、それぞれに 0.0125 月を配分をいたします。

次のページにつきましては一般職の特定管理職員と定年前再任用短時間勤務職員の支給方法につきまして記載をしておりますので、後ほど御確認をお願いします。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の該当職員はおりません。

(3) 令和 7 年度通勤手当の改正につきましては、従前の区分の距離数ごとに引上げを行います。

(4) 宿日直手当につきましても表のとおり引上げを行います。

(5) 給与改定に伴います所要額につきまして、一般会計分は給与 39 万 7,000 円、職員手当 25 万 2,000 円、

合計 64 万 9,000 円となります。

病院事業会計分につきましては、給与 4,430 万円、職員手当 1,330 万円、合計 5,760 万円となります。

一般会計につきましては、職員構成の変更によりまして、給与、手当など、本年度予算内にて対応可能なため、今回は補正はいたしません。

以上が令和 7 年度分の改正となります。

続きまして令和 8 年度分の改正の説明をいたします。

(1) 通勤手当につきまして、①現行 60km 以上までの区分になりますが、これを 100km 以上までに 5km 刻みの区分を新設をいたします。

②通勤に使用する駐車場の利用料金につきまして、上限 5,000 円を限度に通勤手当として支給する改正を行います。

次のページをお願いいたします。

3、伊南行政組合一般職の任期付職員の採用に関する条例改正でございます。

(1) 国の給与改定に準じまして俸給表の引上げを行います。

(2) 現行の業績手当を廃止しまして勤勉手当を支給する改定を行います。期末手当、勤勉手当を合わせまして年間 3.7 月の支給といたします。

なお、この条例に該当します職員はおりません。

改正条文の説明をいたします。

議案書 18—2 ページをお願いいたします。

第 1 条は一般職の職員の給与に関する条例の令和 7 年度分改正になります。

第 9 条の 6、通勤手当は使用距離区分ごとに引上げを行います。

第 17 条第 2 項、宿日直手当は、先ほどの資料のとおり引上げを行います。

第 18 条第 2 項、期末手当は令和 7 年度に限る支給割合の引上げを、第 19 条第 2 項、勤勉手当も令和 7 年度分に限る支給割合を改正するものでございます。

別表第 1 の給料表につきましては、このページから議案書の 18—6 ページまで、掲載のとおり改正するものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

第 2 条につきましては令和 8 年度分の改正になります。

第 9 条の 6 第 2 号、通勤手当につきましては、現行 60km までを 100km 以上までの区分を新設をいたします。

同条に 1 号を加え、駐車場利用の支給内容を新設をいたします。

次のページをお願いいたします。

第 9 条の 8 及び第 9 条の 11 は条文の整備。

第 18 条第 2 項は令和 8 年度以降の期末手当の支給割合について改正をします。

第 19 条第 2 項第 1 号は令和 8 年度以降の勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

第 3 条につきましては一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正でございます。

第 4 条第 1 項、俸給表を改正します。

同条第 4 項、業績手当を削除し、条文の整備を行います。

第5条第1項、勤勉手当を適用除外項目より削除し、同条第2項、勤勉手当を追加、期末手当、勤勉手当の支給割合を改定をいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

第2条及び第3条の規定につきましては令和8年4月1日より施行をいたします。

第1条の適用期日につきましてそれぞれ規定をしております。

**○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君）** それではお願いいたします。

議案書の19—1ページをお開きください。

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給与は駒ヶ根市副市長に準ずる扱いとなっているところ、さきの人事院勧告に伴い駒ヶ根市特別職給与条例改正がされましたので、これに準じて改定するためでございます。

19—2ページをお開きください。

第4条ただし書ですが、期末手当の支給率を定める規定で、年間の支給月数を現行3.45月から3.50月に0.05月分を引き上げるよう改めるものでございます。

附則において施行日は令和8年4月1日としております。

なお、現在、病院事業管理者は不在であり、院長がその職を代理しておりますので、この条例により支給される対象者はおりません。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

**○事務局長（渋谷 昭二君）** 続きまして議案書20—1ページをお願いいたします。

議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い旅費の計算等に係る規定等を見直す改正を行うものでございます。

改正の概要につきまして本日お配りをしました議案第20号説明資料をお願いいたします。

令和8年度伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の改正概要になります。

1、改正概要です。

国内外の物価上昇など、経済・社会情勢の変化に対応するとともに、職員の事務負担軽減を図る目的にて国家公務員等の旅費に関する法律が改正をされました。

伊南行政組合におきましても、物価上昇に対応し、公務旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく確実に実費弁償を行うことを目的としまして条例改正を行うものでございます。

2、改正内容につきまして、(1) 日当、食卓料を廃止をいたしまして、宿泊手当へ一本化をいたします。従来の旅費種目に規定をされております日当、食卓料を廃止し、代わりに宿泊手当を新設をいたします。

宿泊手当の概要は表のとおりになります。

定義と目的としまして宿泊を伴う旅行に必要な雑費に充てるための費用といたします。

支給額は、旅行中の宿泊の夜数に応じ1夜当たり2,400円の定額支給といたします。

(2) 宿泊料を上限付実費の宿泊費へ変更いたします。

現行では定額の支給であります宿泊料を宿泊費へ変更いたします。

宿泊費の支給につきましては、宿泊地の区分に応じ1夜当たりの上限額を超えない範囲内の実費支給となります。

宿泊基準は、地域の実情を勘案し、宿泊地の都道府県ごとに別表にて定めます。

宿泊費への変更内容は表のとおりとなります。

支給方法につきましては、定額支給から上限つきの実費支給に変更いたします。

支給額の決定は、一律の額から実際に支払った宿泊費へ変更いたします。

支給根拠となります領収書の提出が必須となります。

次のページ以降につきましては各都道府県の宿泊基準一覧となります。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

改正条文の確認をお願いいたします。

議案書20—2ページをお願いいたします。

伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第1項第4号は「扶養家族」を「家族」へ用語統一を図ります。

「配偶者（）」の次に「婚姻の届出をしていないが、」を加え事実婚の配偶者を対象者に追加をいたします。

「主として生計を維持している者」を「主として生計を一にする者」に改めまして、要件の緩和を図ります。

同項の次に1号を加え、旅行役務提供者を定義づけます。

第3条第5項は、旅行命令の変更や取消し、また死亡した場合の支出等を改正をいたします。

新たに第6項と第7項を新設いたします。第6項は天災等における組合長が定める事情の支給、第7項は旅行役務提供契約に基づく旅行役務提供者への直接支払いを定めます。

第4条と第5条は、旅行命令を旅行命令等に改めます。

第6条、旅費の種類につきまして、「日当、宿泊料、食卓料」を「宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費」に変更いたします。新たに包括宿泊費を追加をいたします。

同条第6項は、宿泊手当は1夜当たりの定額支給。

第7項は、宿泊費、上限を超えない範囲の実費額の支給となります。

第8項、包括宿泊費は移動、宿泊の費用として実費額の支給に改めます。

第10項と第11項は条文の整備。

第7条は旅費の費用弁償の性格を明確に定義をします。

第8条は条文の整備。

第9条は、過払い金がある場合、返納させる規定を新設をいたします。

第12条の2、宿泊手当は別表第2の定額に改め、第2項に支給規定を定めます。

第13条、宿泊費は別表第3に規定する定額の範囲内の実費額。

第14条、包括宿泊費は移動の額及び宿泊費の額の合計に改めます。

第 16 条と 17 条は条文の整備。

第 18 条、日額旅費は削除いたします。

第 19 条第 1 項第 2 号は条文の整備。

第 26 条、旅費の返納は、条例違反による旅費受給に対します返納制度を新設をいたします。

別表第 2、食卓料を宿泊手当に改めます。

別表第 3 は宿泊地の区分ごとの宿泊基準額を新設をいたします。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

施行日以降の経過措置を定めております。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

**○議 長（松澤 文昭君）** これをもって議案第 17 号～議案第 20 号の提案理由の説明を終結いたします。

次に

議案第 21 号 令和 7 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君）** 議案書の 21—1 ページをお願いいたします。

議案第 21 号 令和 7 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、収益の見通しに基づく補正及び給与制度改正等に伴う人件費等の補正でございます。

第 2 条は業務の予定量の補正で、172 人は当初予算における 1 日当たりの入院患者数の見込みですが、これを 152 人に引下げ年間 5 万 5,480 人に、次に、422 人は当初予算における 1 日当たりの外来患者数の見込みですが、これを 382 人に引下げ年間 9 万 2,444 人に改めます。

第 3 条 収益的収支及び第 4 条 資本的収支につきましては実施計画で御説明しますので、初めに 21—3 ページをお開きください。

収入、医業収益の入院収益ですが、患者数が 11.6%減少する見通しにより 4 億 4,300 万円の減額、外来収益は患者数が 9.5%減少する見通しにより 2 億 200 万円を減額するものです。

次に医業外収益の補助金ですが、国の医療施設等経営強化緊急支援事業の生産性向上、職場環境整備等支援事業補助金で 1,020 万円を増額するものです。

病院事業収益全体では 6 億 3,480 万円の減額補正となります。

次に支出の医業費用の給与費ですが、今回の給与制度改正によって、給料、諸手当、法定福利費の 3 科目につきまして総額 7,630 万円を増加します。

一方で、報酬につきましては、パート医師の派遣件数が昨年度より少なく済んでいることから減額し、給与費全体では 6,130 万円の増額補正となります。

次に材料費と経費ですが、患者数の減少見通しなどにより、材料費では 1 億 3,700 万円、経費は 2,750 万円、それぞれ減額を行います。

病院事業費用全体では1億320万円の減額補正となります。

今回の補正によりまして、収支につきましては5億4,200万円悪化、予算上の医業収支が10億6,300万円、純損益が5億5,600万円赤字を見込むものとなります。

21—4ページをお願いいたします。

資本的収支ですが、国の先ほど申しました医療施設等経営強化緊急支援事業の生産性向上、職場環境整備等支援事業補助金を活用し備品の購入、更新を行うため、収入収支それぞれ198万円を補正するものでございます。

議案書21—2ページをお願いいたします。

第5条につきましては職員給与費に係るものの補正、それから、第6条は薬品費、診療材料費等の購入限度額に係る補正でございます。

21—5ページ以降の財務書類等につきましては後刻お目通しをお願いいたします。

説明は以上となります。

よろしくをお願いいたします。

**○議 長（松澤 文昭君）** これをもって議案第21号の提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後3時10分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時10分 再開

**○議 長（松澤 文昭君）** 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上4議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

**○11 番（坂本 紀子君）** 最初の議案第17号の質問なんですけれども、ここでいう「77時間30分」とあるのを「38時間45分」と、それから同条第2号の「10」とあるのを「5」とするというふうにかかれているんですけれども、これの具体的な意味がちょっと分かりにくいんですけれども、これを説明していただきたいと思います。

**○議 長（松澤 文昭君）** 質問の意味、分かりましたか。

もう一回聞いたほうがいいですか。

もう一度、質問の趣旨をお願いします。

**○11 番（坂本 紀子君）** 議案第17号で、ページは17—4の経過措置の中にあるんですが、その「77時間30分」とあるのを「38時間45分」と、それから同条第2号中の「10」とあるのを「5」とする、

その意味、意味がちょっと分かりにくいんですけども、それを分かりやすく説明していただきたいと思います。

**○事務局長（渋谷 昭二君）** 説明いたします。

これは経過措置でございまして、この令和8年3月31日まで——この施行日までの間における、この第1条の第2項につきましては、この時間を従前のものだという形で読み替えるという形になりますので、その部分につきましては、この今規定をされております77時間30分を38時間45分と、で、それぞれ第2項につきましても、それぞれ「10」とあるのは「5」とする。」というような形で、その適用期間までの関係のところの期間を定めている、経過措置という形で定めているというものでございます。

**○議 長（松澤 文昭君）** よろしいですか。

**○11 番（坂本 紀子君）** その意味は分かるんですけど、それは、この育休を取る人にとってメリットがあるか、デメリットなのか、そこら、そのあれがちょっと私には分かりにくいんですけど、その、減るわけじゃないですか、時間が。だから、その減るってということがメリットになるのかデメリットになるのか、そこをちょっと分かりやすくして説明していただきたいんですけど。

**○事務局長（渋谷 昭二君）** これにつきましては、現状が38時間45分、それぞれ第2項のほうを5という形になっておりますので、なので、そこは、新しく、令和8年度以降は、何ていうんですか、時間が増えるという形で、それまでのものについて、従前のものは変わらないというような形で解釈をいただければというふうに思います。

**○議 長（松澤 文昭君）** よろしいですか。

**○11 番（坂本 紀子君）** 分かりました。

**○議 長（松澤 文昭君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第17号～議案20号につきましては、別紙議案付託表のとおり所轄の常任委員会に付託いたします。

次に

議案第21号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第21号につきましては、別紙議案付託表のとおり所轄の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申合せにより、質問時間は30分以内、質問回数は1項目につき3回までとなっております。

また、質問者は一般質問席から質問を行い、答弁者は最初の答弁のみ登壇をお願いいたします。

10番 伊藤秀明議員の質問を許可します。

伊藤秀明議員。

〔10番 伊藤秀明議員 質問席へ移動〕

**○10番（伊藤 秀明君）** それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番、現在の社会情勢、病院の経営状況は、建設当時とは全然違っている。物価高、人件費高騰、診療報酬改定のマイナス改定により、9割の病院が赤字経営になっている。

この9割という根拠ですが、2024年、自治体の病院の決算からいきますと、86%が経常赤字、で、95%が医業の赤字というデータがあります。

で、そのように経営赤字になって、建設しても黒字経営の見込みがない、この状況を深刻に受け止め、慎重に考えて進むべきと考えるが、見解をお聞きます。

〔10番 伊藤秀明議員 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 登壇〕

**○組合長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御指摘のとおり、現在の社会情勢や医療を取り巻く環境は、当初の建設計画策定時とは大きく変化をしております。物価や人件費の上昇、働き方改革への対応、また診療報酬改定の影響などによりまして、多くの医療機関が厳しい経営環境に置かれております。

伊南行政組合としましても、この状況を深刻に受け止めております。

こうした状況を踏まえまして、病床規模や延べ床面積を含めた基本計画の見直し作業を進めております。その中で、概算事業費の再算定と併せ、収支シミュレーションも改めて行います。

開院後、しばらくの間、経常損益において赤字となることは、一定程度想定されます。

ただ、事業の持続可能性を判断するには資金繰りを含めたキャッシュフローがどのように推移するかが重要なポイントだと認識をしております。

また、建設市況につきましても、大手ゼネコンへのサウンディング調査の結果から、労務費や資材価格の高騰、働き方改革による工期の長期化、建設会社や設備会社の繁忙状況などから、厳しい環境は当面続くものと見込まれます。

こうした課題を踏まえまして、来年2月下旬に開催予定の伊南議会全員協議会におきまして基本計画の改定案をお示しをし、病床規模、延べ床面積、概算事業費、収支計画等につきまして説明をさせていただき予定であります。

引き続き、議会の皆様の御意見も伺い、慎重に事業を進めてまいります。

〔組合長 伊藤祐三君 降壇〕

〔10番 伊藤秀明議員 起立〕

**○10番（伊藤 秀明君）** 先ほども収支決算の病院のを見たんですけれども、マイナスばかりであって、当然、どう考えても、人口、少なくなって、入院患者も少なくなって、黒字で、病院経営がこれで大丈夫かとい

う、非常に心配いたします。

多分、建設中でも物価と人件費は必ず上がっていきます。それも見込んでやっているのならいいです——いいというよりも、もう楽観的にはとても考えられる状況ではありません。

2番に移ってまいります。

当初計画に比べ、大幅に建設費が107.6億円の増額になりました。

現病院を大規模改修して、改めてその場所でやるということも考えられるんですけども、そこら辺の見解をお願いいたします。

〔10番 伊藤秀明議員 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 起立〕

**○組合長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

基本計画の策定段階では、移転新築の方針、そして建設工事につきまして説明を申し上げまして、この伊南議会の皆様をはじめ、市町村議会、住民の皆様にも御理解をいただき、御了解を得て進めております。

大規模改修を行った場合も、現行の施設基準に適合させるには、病室や廊下の寸法の確保、給排水や電気設備などの配管更新を含む大規模な工事が必要となり、多額の費用が発生することになります。

さらに、将来的には建て替えが不可避であることは明らかであります。現施設に多額の投資を行うより、適切な時期に建て替えを行うほうが、施設面のみならず、運営面や経営面において投資効果が高いと判断をしたところであります。

加えまして、病院運営はお医者さんをはじめとする医療従事者の確保、定着に大きく左右されます。今日的な医療ニーズに対応した施設や設備、働きがいを持って長く働き続けられる職場環境を整備することは、人材確保の観点からも極めて重要であります。結果としまして、患者さん、そして住民の皆さんの安心につながるものだと考えます。

こうした点を総合的に判断をいたしまして、移転新築が最も望ましいと、皆さんとともに結論に至った次第であります。

現在、その基本計画の新たな見直しを進めているところでございますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

〔組合長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 伊藤秀明議員 起立〕

**○10番（伊藤 秀明君）** 今の答弁、聞いていますと、もう大規模改修してやるということは、もう考えていないということを理解しました。

私の個人的な考えですが、費用もかかるでしょうけれども、あれを補修して、大規模して、リニューアルして、それも選択肢の一つかなと思っていたんですけども、方針がそういうことは考えていないということならば、やむを得ないという考えになります。分かりました。

3番に移ってまいります。

これは新病院開院後の話ですが、現在の病院、あれの利活用、解体して更地にするのか、それとも病院の建物を、どこか、言って、欲しい業者に転売、売却するとか、そこら辺の、その現病院をどうするかを考えているか

をお聞きします。

**○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君）** 新病院開院後の現病院の取扱いについて御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

現病院の敷地につきましては、約3分の2を4人の地権者と賃貸契約を締結しお借りしている状況にあります。契約に基づき土地を返還する必要があることから、建物及び構築物を解体、撤去することが基本となっております。

返還方法としては、更地や農地の状態で返還する方法のほか、全部または一部を何らかの事業者の利用に供する方法なども考えられますが、土地につきましては地権者の皆様の個人資産であることから、まずはそれぞれの御意見を最優先に考える必要があると認識しております。

既に地権者の皆様とは後利用について協議をしておりますが、引き続き丁寧な話し合いを継続し、今後、必要に応じて地元である駒ヶ根市の支援も受けながら検討してまいりたいと考えております。

新病院建設事業につきましては、伊南地域にとっても50年に1度とも言える大規模事業でありますので、今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、慎重かつ着実な事業推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔10番 伊藤秀明議員 起立〕

**○10番（伊藤 秀明君）** 以上で質問を終わります。

〔10番 伊藤秀明議員 復席〕

**○議長（松澤 文昭君）** これにて10番 伊藤秀明議員の一般質問を終結いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後3時30分 休憩

午後4時20分 再開

**○議長（松澤 文昭君）** 本会議を再開いたします。

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

初めに総務衛生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

**○総務衛生委員長（宮脇 寛行君）** それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き

内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第18号 伊南行政組合職員一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告します。

なお、質疑として、通勤手当について「新たに60km以上の規定を定めているが、該当者がいるのか」という質問がありまして、「現時点ではない」ということでありますが、「人材確保のため、必要により支給できる制度をつくった」と、こういうお話でございました。

次に、議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑はありませんでした。

以上です。

**○議長（松澤 文昭君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松澤 文昭君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松澤 文昭君）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に病院厚生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

総務厚生副委員長より審査結果の報告を求めます。

**○病院厚生副委員長（中塚礼次郎君）** それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査いたしました。その結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で出された質疑はございませんでした。

それでは、次に、病院厚生委員会の審査結果の報告として、本日の会議におきまして本会に付託されました議案の第21号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で出された質疑であります、「当初予算に対しマイナスが大きい。当初予算の立て方はど

うしているか」という質問に対しまして、「患者の見込みと単価の見込みで予算をつくっている」と、「今回の補正のマイナスについては、整形外科医師の退職等を見込めなかったため大きくマイナスの補正となっている。なお、来年1月より外来のみ整形外科医師が来ていただけるということにはなっておる」という報告がありました。

以上、報告に代えさせていただきます。

**○議 長（松澤 文昭君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第17号 伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されまし

た。

次に議案第20号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号 令和7年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松澤 文昭君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

**○組 合 長（伊藤 祐三君）** 令和7年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重なる御審議の上、原案どおり決定賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見などは組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆さんにおかれましては、今後とも御指導、御協力をお願いいたします。

令和7年の年の瀬を迎え、慌ただしい時期となりました。寒さが一層厳しくなる時期でもあります。議員の皆さんには、御自愛をいただき、ますます御健勝で御活躍されますとともに、迎える年が伊南地域住民の皆さんにとりまして明るく輝かしい一年でありますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

一年間、ありがとうございました。

**○議 長（松澤 文昭君）** これをもって令和7年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。  
お疲れさまでございました。

**○次 長（堀越 道子君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

午後4時37分 閉会

---

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和7年12月23日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員